



■ 管理用車両の通路幅の確保について

防潮堤に小段のある個所において管理用車両の通路幅を確保する場合、

- ① 地面の高さで確保する（小段の高さで確保しない）場合は、小段の壁面から3m
- ② 小段の高さで確保する場合は、防潮堤の壁面から3mの確保が必要

【凡例】

河川管理施設